

「ホルペット」及び「フェンブコナゾール」の食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づく、食品中の残留基準設定に係る食品健康影響評価について

1. 経緯

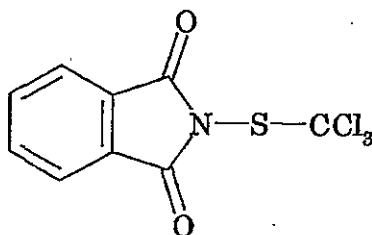
「ホルペット」については平成17年12月2日付け、「フェンブコナゾール」については平成18年2月22日付けで農薬取締法に基づく登録に係る申請があった旨、農林水産省より連絡があったところである。これらについて、食品中の残留基準設定の検討を開始するに当たり、食品安全基本法に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

2. 各品目の概要

(1) ホルペット

本薬は、新規に申請された殺菌剤であり、小豆、きゅうり等への適用が申請されている。

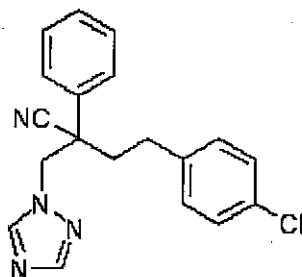
FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議（JMPR）における毒性評価は、許容一日摂取量（ADI）として、0.1mg/kg/日が設定されており、きゅうり、ぶどうなどに国際基準が設定されている。また、米国、カナダなどで登録されている。



(2) フェンブコナゾール

本薬は、トリアゾール系殺菌剤であり、平成18年2月現在、りんご、ぶどう等に登録がある。今回新たに茶への適用が申請されている。

FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議（JMPR）における毒性評価は、許容一日摂取量（ADI）として 0.03mg/kg/day が設定されている。諸外国では米国、EU 諸国等において登録されている。



3. 今後の方向

食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、薬事・食品衛生審議会において「ホルペット」及び「フェンブコナゾール」の食品中の残留基準設定について検討する。